# ○ ストーカー事案の加害者に関する精神科医等との連携について(通達)

令和2年10月21日 人少甲達第68号 石川県警察本部長から部課署長あて

ストーカー事案の被害者等の安全を確保するため、ストーカー事案の加害者に関する取組の一つとして、下記のとおり精神科医等と連携することとしたので、効果的に運用されたい。

記

## 1 趣旨

ストーカー事案の加害者(以下「加害者」という。)の多くは、警察からの警告等による措置で行為をやめる一方、被害者への強い執着心や支配意識から、つきまとい等を繰り返す者がおり、これらの者の中には、精神医学的・心理学的アプローチが必要であると考えられる者が存在する。

そこで、警察と精神科医等が連携し、加害者への対応方法や治療・カウンセリングの必要性等について精神医学・心理学等の専門的見地からの助言を受け、加害者を精神医学的治療等につなげることにより、再犯の防止及び被害者の安全確保を図るものである。

### 2 基本的な考え方

## (1) 対象者

警察で対応した加害者のうち、当該加害者本人やその家族等からカウンセリングや治療等に係る要請を受けた場合や、警察官等が当該加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチの必要性を認めた場合に、加害者本人の情報を警察から精神科医等に提供した上で、警察が精神科医等から助言を得ることについて同意している者

### (2) 情報の取扱い

精神科医等の助言を受ける上で、加害者本人の情報を精神科医等に提供するときは、あらかじめ加害者本人の情報を共有すること及びその情報等に基づき精神科医等から助言を得ることについて、加害者本人等の同意を得ること。

#### (3) 助言の内容等

ア 別途示す実施機関に対し、当該加害者の状況等を説明することにより、専門的見地からの助言を得ること。

当該助言の内容には、個別事案の加害者に係る精神医学的・心理学的アプローチの必要性、警察における対応上の留意事項等を含むものとする。

なお、精神科医等から加害者に対し、カウンセリング等に関する説明を直

接行うよう依頼することも可とする。

イ 加害者が精神科医等を受診等するに至った後も、当該加害者が再度つきま とい行為等を行うことがないよう、警察における対応上の留意事項等につい て、当該加害者の治療を行う精神科医等による専門的見地からの助言を受け ることができるようにしておくこと。

なお、この場合の助言は、警察が精神科医等から直接得る場合のほか、加 害者及びその家族等とともに行う会議において得ることも可とする。

## 3 留意事項

## (1) 保秘の徹底

加害者やその受診状況等に関する情報は、個々具体的な個人情報であることから、秘密の保持を徹底し、目的と趣旨を逸脱した取扱いは、厳にこれをしないこと。

## (2) 加害者等に対する説明

加害者に精神科医等の受診を働き掛ける際は、家族等の協力を得られるよう 配意するほか、治療等に要する費用については本人負担である旨をあらかじめ 説明し、理解を求めること。

## (3) 診療時の同行

加害者本人の加害行為態様、言動等から必要と認められる場合や、精神科医 等から要望があった場合等は、警察官が加害者の受診に同行するよう配意する こと。